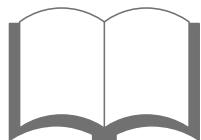


京丹後市市民遺産

補助金の手引き



京丹後市教育委員会

補助金の概要

(要綱…京丹後市市民遺産補助金交付要綱 規則…京丹後市補助金等交付規則)

1

補助金の趣旨 (要綱第1条)

認定を受けた京丹後市市民遺産(以下、市民遺産)の推薦者又は所有者が、市民遺産の適正な保存又は活用のために実施する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

補助対象者

認定市民遺産の推薦者又は所有者

補助対象事業

推薦者又は所有者が市民遺産の保存又は活用を目的に実施する事業

2

補助対象経費 (要綱第4条)

補助の対象になる経費とその活用例は以下の表の通りです。

※個別具体的に補助金の対象になるかどうか、詳しくは事前に事務局までご相談ください。

※他の制度等による補助金等を受けた経費(下表の補助対象経費)は、この補助金の対象になりません。

※同一の市民遺産に対して交付する補助金は、同じ年度内において1回限りとなります。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内(上限5万円)です。

※市民遺産は市民が自主的に保存活用を行うものであり、持続的に地域の宝を継承し地域の活性化につながる着実な努力への支援を想定した補助金の額となっています。

補助対象経費		補助金活用の例
1	消耗品費	<ul style="list-style-type: none">○草刈り等の維持管理にかかる道具(替刃、鎌、のこぎり等)○資料保管にかかるケースや防虫剤等○講演会等で必要な文具、紙、テープ等
2	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">○展示、講演会等にかかるチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷○解説パネルの印刷
3	修繕料	<ul style="list-style-type: none">○損傷した資料や道具の修繕等○資料の保存活用に必要な設備の修繕等
4	委託料	<ul style="list-style-type: none">○事業の企画・運営等の委託○写真・動画の撮影や編集の委託
5	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">○イベントにかかる物品レンタル等○イベントや会議等に必要な会場使用料等
6	工事請負費	<ul style="list-style-type: none">○解説看板の設置工事等○イベントにかかる一時的な電気工事等
7	備品購入費	<ul style="list-style-type: none">○資料の保存にかかる収納棚や温湿度計の購入等○保存活用に必要なカメラ、PC、プリンター等
8	市長が特に必要と認める経費	

補助金交付の手続き

1 STEP

交付申請 (要綱第5条)



市民遺産補助金交付申請書(様式第1号)を事務局へ提出ください。

※申請者が市民遺産の所有者と異なるときは、所有者の同意書(様式第2号)を申請書に添付が必要です。

※その他、様式第1号に記載の添付書類が必要です。

2 STEP

審査 (要綱第6条)



申請書を受理後、京丹後市市民遺産会議の意見を聴き事務局で審査を行います。

※審査により、申請事項に修正を加える、また交付についての条件を付けることがあります。

3 STEP

交付決定 (要綱第6条)



審査により交付決定となれば、交付決定通知書(様式第3号)を事務局から

申請者に通知します。

4 STEP

事業実施 (要綱第7条)



交付決定が下れば、いよいよ事業実施です。

※なお、交付申請書やその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第4号)を事務局に提出してその承認を受けてください。

5 STEP

実績報告 (要綱第8条)



事業完了後、速やかに実績報告書(様式第5号)を事務局へ提出ください。

6 STEP

額の確定 (規則第13条)



実績報告書を受理後、内容確認の上、補助金の額を確定し、交付確定

通知書(規則様式第10号)を事務局から申請者に通知します。

7 STEP

支払い (規則第15条)



交付確定通知書が届いたら、交付請求書(規則様式第11号)を事務局へ

提出ください。補助金を交付します。

京丹後市市民遺産会議 事務局

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 Tel 0772-69-0640 Fax 0772-68-9061

京丹後市告示第234号

京丹後市市民遺産補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月10日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市市民遺産補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、京丹後市市民遺産の保存及び活用を図るため、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和6年京丹後市教育委員会告示第2号）第1条に規定する京丹後市市民遺産（以下「市民遺産」という。）の推薦者又は所有者（以下「所有者等」という。）が、市民遺産の適正な保存又は活用のために実施する事業に要する経費の一部について、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市民遺産の所有者等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、所有者等が市民遺産の保存又は活用を目的として実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する経費のうち消耗品費、印刷製本費、修繕料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費のほか、市長が特に必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。
- 3 補助対象事業に対し、他の制度等による補助金等を受けた経費は、この告示による補助金の交付の対象としないものとする。
- 4 同一の市民遺産に対して交付する補助金は、一の年度において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 この告示に基づき補助金の交付を申請しようとする者は、市民遺産補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者が市民遺産の所有者と異なるときは、当該申請者はこの補助金を受けるにあたって、当該所有者の同意書（別記様式第2号）を前項の申請書に添付しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、京丹後市市民遺産制度実施要綱第9条に規定する京丹後市市民遺産会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の決定に際し、申請事項に修正を加え、又は交付についての条件を付すことができる。

4 市長は、第1項及び前項の規定により決定した事項を市民遺産補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により交付申請者に対して通知するものとする。

（事業の変更申請）

第7条 前条第1項の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第5条の規定により提出した交付申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに変更の内容及び理由を記載した計画変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した市民遺産補助事業実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月10日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

京丹後市長様

申請者 住 所

団体名

代表者名又は氏名

[団体等の場合は押印してください]

(TEL)

市民遺産補助金交付申請書

年度市民遺産補助金について、補助金の交付を受けたいので、京丹後市市民遺産補助金交付要綱（令和7年京丹後市告示第234号）第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業及び市民遺産の名称

(1) 事業名

(2) 市民遺産の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の着手及び完了の予定期

着手 年 月 日 完了 年 月 日

4 補助事業に要する経費（総事業費）

円

5 交付を受けようとする補助金の額

円

6 添付書類

(1) 補助事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 所有者の同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

所有者 住所

氏名

同意書

京丹後市市民遺産補助金交付要綱（令和7年京丹後市告示第234号）第5条の規定により、推薦者が私の所有する下記市民遺産の保存又は活用にかかる補助金の交付申請を行うことについて同意します。あわせて、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの要綱の定めるところについて、すべて同意します。

記

1 市民遺産の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 市民遺産の推薦者の名称及び住所

- (1) 団体名
- (2) 代表者名又は氏名
- (3) 住所

別記様式第3号（第6条関係）

年　　月　　日

様

京丹後市長

印

市民遺産補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました上記補助金について、京丹後市市民
遺産補助金交付要綱（令和7年京丹後市告示第234号）第6条の規定に基づき、下記
のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額

3 交付の条件

別記様式第4号（第7条関係）

年　　月　　日

京丹後市長様

補助事業者　住　　所

団体名

代表者名又は氏名

〔団体等の場合は押印してください〕

（TEL　　）

計画変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた補助金に係る事業内容を下記のとおり変更したいので、京丹後市市民遺産補助金交付要綱（令和7年京丹後市告示第234号）第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付変更額

交付決定額　　円

交付変更申請額　　円

差引増減額　　円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

京丹後市長様

申請者 住 所

団体名

代表者名又は氏名

[団体等の場合は押印してください]

(TEL)

市民遺産補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金に係る事業が完了したので、京丹後市市民遺産補助金交付要綱（令和7年京丹後市告示第234号）第8条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助事業及び市民遺産の名称

(1) 事業名

(2) 市民遺産の名称

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日 完了 年 月 日

3 補助事業に要した経費（総事業費） 円

4 補助金の交付決定額とその精算額

(1) 交付決定額 円

(2) 精算額 円

(3) 不用額 円

5 添付書類

(1) 事業報告書（事業の実施状況を示す写真等の資料を含む）

(2) 収支精算書

(3) 領収書等の写し（支出明細のわかるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類